平成 28 年 3 月 30 日 公益社団法人 日本航空機操縦士協会 会 長 下 枝 堯

「小型航空機の運航の安全確保について」 国土交通省航空局通達【国空航第 3366 号・国空機第 3632 号】 (平成 28 年 3 月 28 日付)

平成 28 年 3 月 26 日午後、八尾空港で着陸復行を試みた小型航空機が空港敷地内に墜落する事故が発生、地域住民に多大な不安を与えました。

事故により犠牲になられた搭乗者のご冥福を謹んでお祈り致します。

事故原因については運輸安全委員会の調査を得なければなりませんが、運航の最終責任者である会員の皆様におかれては、常に基本に忠実な運航に留意され、運航の安全確保に万全を期するようお願い致します。

なお、当協会では国空乗第 2077 号に沿った「航空安全講習会」を全国で開催しておりますので、積極的な参加をお願い致します。

http://www.mlit.go.jp/common/000218532.pdf

以上



国空航第3366号 国空機第3632号 平成28年3月28日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課

東京では、 

航空機安全課長

小型航空機の運航の安全確保について

平成28年3月26日、小型航空機が八尾空港に着陸する際に空港内に墜落し、搭乗者4名が死亡するという事故が発生した。この事故は、空港周辺の地域住民に多大な不安を与えるとともに、搭乗者全員が死亡に至った極めて深刻なものである。

また、昨年来、本件事故のほか、小型航空機の事故が多数発生している状況であり、昨年7月に当局より安全確保の徹底を求めるよう周知を行っていたところである。

これらの事故の原因については、運輸安全委員会において調査されているが、 公表されている報告書等も参考として、また、各事故の発生状況等も踏まえて、 各運航者において、今一度、着陸の際の安全手順等の再確認も含め、法令の遵守、 機体の点検・整備の確実な実施、運航に関わる手順の遵守等を通じて、運航の安 全確保について万全を期するよう、傘下会員に改めて注意喚起されたい。また、 貴会及び傘下会員において講じられた具体的な措置等について4月11日まで に報告願いたい。